

# 中世ナイト像の形成と展開をめぐる諸問題

富 沢 靈 岸

## 序 ナイトの定義と起源

騎士、ナイトは封建時代の戦争や社会活動において華やかに活躍した階層で、一二世紀には騎士文学によつて、いわゆる騎士道とともに中世ナイト階層が理想的に描かれ美化された。ところがその歴史の実態についてはきわめて曖昧なものがある。本論では、ヨーロッパ中世ナイト階層の成立を、ナイトに対する社会的評価の高まりの中で考え、イングランドを中心に、ナイト階層の実態を究明してゆく上でいくつかの問題点を試論してみることとした。

まず初めに中世のナイトを定義しておかねばならないが、騎乗戦士、騎乗奉仕者と考える場合、そうした存在はきわめて古くから認められ、ローマにおける騎士階級についても、その軍事的、社会経済的役割がローマ共和制末期の重要な問

題として論議されており、タキトゥスの『ゲルマニア』<sup>(1)</sup>においても、古ゲルマン人の戦闘が歩兵と騎兵の混成軍によつて戦われていたことが記されている。<sup>(2)</sup> 騎乗の風はいわば人間の歴史とともに古いともいえるが、今、中世のナイトを定義する場合には、当然に、中世社会におこなわれていた封建制の風習に則して定義されるべきで、一応、軍役奉仕、あるいは何らかの騎乗奉仕を条件とした封、知行 *feud* をうけている騎乗戦士と考えることが出来るであろう。

したがって中世のナイトは、そうした封、知行をうけている階層であつて、一般農民より上位にあるものと考えられるが、しかしまた、そうした封、知行を王侯貴族から受封している者として貴族層の下位にあるもの、つまり王侯貴族の奉仕者であることも出来るであろう。ところがそのように定義した場合、ナイトを貴族と同等とみなすM・ブロック *Boh* のような考<sup>(3)</sup>えをどう見るかという問題や、また逆に、

ドイツのミニステリアーレス Ministeriales のように不自由  
身分の者が勤務封 Lehen を与えられて軍事、行政奉仕をし  
ていた事態をどう考えてゆくかという難題が残される。した  
がってヨーロッパ中世初期の騎士階層を一般的に定義するこ  
とは甚だ困難であり、それぞれの地域の騎士の実態に則した  
定義を考えてゆかざるをえないが、しかし、農民より上位に  
あるもの、あるいは封を受けることよって農民より上位に  
傑出して来たもの、そしてミニステリアーレスの勤務封を含  
めて、軍事、行政奉仕をするための封をうけているものとゆ  
るく定義することは許されるかと思われる。

つぎにそうした中世ナイトの起源については、八世紀にカ  
ール・マルテル Karl Martel がイスラム騎兵制を採用して、  
騎士たちの扶養のために教会領に騎士たちの封 fief を設定  
せしめたところに溯源するという H・ブルンナー Brunner  
の見解がおこなわれており、そこに軍事奉仕を伴なう fief  
の始源、封建制の始源が求められていることは周知のところ  
に属する<sup>(6)</sup>。しかしながらその頃から一〇世紀頃までの、後  
の中世盛期のナイトに連がってゆく騎士たちの実態は必ずし  
も明確ではない。カール・マルテルの時期に果してどれだけ  
の騎士領が設けられたのかも疑問であり、何よりも近年、そ  
うした封、知行を受封していない landless な家中騎士たち  
household retainers が一般的であったことも指摘されてい

る。

イングランドについて C・W・ホリスター Hollister は、そ  
うした家中騎士を一種の傭兵と見なしているが、<sup>(7)</sup> H・G・リチ  
ャードソン Richardson と G・O・セイルズ Sayles は、こ  
の頃 landless な戦士が多く、王侯貴族が私設軍団を作るの  
はきわめて容易であったとしている。<sup>(8)</sup> われわれは、中世ナイ  
トの起源、成立を考えてゆく場合、このような landless な  
騎士封をうけていない戦士層の存在を重視すべきであると思  
われる。

なおついでに付言すれば、不自由身分の騎士といわれてい  
るドイツのミニステリアーレスは、勤務封をうけている王侯  
貴族、つまり彼らの領主に対しては、不自由である程に忠誠  
であったが、<sup>(9)</sup> 逆に、貴族と同等視されているフランスの騎士  
層には、自らの自主地 allod を所有している者が多く、他の  
貴族から封をうけていても、彼らの生活がその封に依存して  
いなかった故に、授封者である貴族への忠誠度はきわめて契  
約的なものであった<sup>(10)</sup>ということが考えられる。

われわれは、中世初期におけるそうした雑多な騎士、戦士  
層の実態を考慮しつつ、中世ナイトの形成を考えてゆかねば  
ならない。

## 一 騎士層評価の上昇

九・一〇世紀の北西ヨーロッパは、貴族間の抗争がたえない上にノルマン・ヴァイキングの劫掠をうけるという情況下にあった。そしてそうした無秩序と戦乱があいつぐ中で、人びとは、有力な戦士や騎士層に、弱者を保護する役割を求めようになつて来た。その声は、当時の世論を指導していた教会指導者より聞かれるようになったのは当然である。

M・チブノール Chibnall によれば、本来教会では、聖職者と俗人とを区分する考え方があつたといわれる。教会側の考え方として、このような二職分論があつたことは至極当然であると思われる。しかし無秩序な戦乱が果てしなく続くように思われた一〇世紀頃から、その教会を保護する者として、また未亡人、農民という弱者を護る者として、俗人の中の戦士、騎士たちへの期待が高まるとともに、彼らのそうした役割を高く評価しようとする動きも顕著になり、祈る者、戦う者、耕やす者といういわゆる三職分論が、俗人を二つに分ける形で成熟して来た。江川温氏がとり上げられた、誇り高いカロランジャンとして自らの立場を守ろうとする魂胆を秘めていたとされるロン Laon 司教アダルベルン Adalberon の三職分論<sup>(12)</sup>もそれと関連して注目されねばならない。

H・E・J・カウドリー Cowdrey によれば、その一〇世紀後半に、とくに無秩序な戦乱が目立った中部、南部フランスにおいて、教会司教たちによつて神の平和運動がすすめられることとなつた。<sup>(13)</sup> 九七五年のル・ピュイ Le Puy 司教ギール Guy が主導したル・ピュイ教会会議や、九八九年にボルドー Bordeaux 大司教グンバルドウス Gumbaldus が主導したシャルル Charroux 教会会議がその先駆となるが、平和会議としてのパターンを作り出したのは九九四年のリモージュ Limoges 教会会議であつたといわれる。<sup>(14)</sup>

このいわゆる平和会議は、王の平和、公の平和に期待をかけていたイングランドや北フランスのノルマンディーにおいては影響が少なく、またザクセン王朝以下に期待をつないでいたドイツにおいてもその影響は少なかったようであるが、<sup>(15)</sup> 一〇世紀の人びとが、教会の保護、弱者の保護を戦士、騎士層に訴えようとしていたことは疑えず、そうした地方司教らの訴えはローマ教皇によつてもとり上げられて来るようになる。とくに注目されるのはグレゴリウス Gregorius 七世教皇（一〇七三—一〇八五）がキリスト教戦士観を打出したことである。I・S・ロビンソン Robinson によれば、すでにレオ Leo 九世教皇（一〇四九—一〇五四）が南イタリアのノルマン人討伐軍の騎士、戦士たちに贖宥を与えたようであるが、しかしグレゴリウス七世のキリスト教戦士観は、戦士が聖ペテロに対し

て負う義務は、ちやうど彼らが彼らの領主に負う義務と同じであるとして、キリスト教戦士像に封建的風習による裏付けを与えた点が注目される。<sup>(16)</sup> そうした高まりは、その後ウルバヌス Urbanus 二世による十字軍の訴えと十字軍の出発において頂点に達することとなることは周知のところに属する。

こうして一一世紀後半頃から、騎士、戦士層の評価が上昇して中世ナイト像が形成されてくることとなる。従来専ら戦士として活躍していたナイト層が、ノルマンデーにおいて公の文書の認証人として名を連ね、行政、社会生活においても活躍するようになって来る。<sup>(17)</sup> またノルマンデー公ウイリアムが一〇四二年頃フランス王アンリ Henri 一世によつてナイトに叙任されたように、貴族身分の人びとが、貴族より一等待下のナイトに叙任される風習も生れて来る。貴族より一等待下のナイトではあつたが、ナイト、戦士層が教会からキリスト教戦士としてその役割を高く評価されて来た結果であり、その風は、一二世紀の騎士文学による理想化、美化とともに一層促進され、貴族はそういう意味でのナイトとなること、ナイトを称することを望むようになつて来る。<sup>(18)</sup> つまり貴族をも含めた中世のキリスト教ナイト像が形成されてくることとなる。しかし、そうした中世ナイト像は果して中世ナイトの実態をどれだけ現わしているものであろうか。案外、それは理想であり虚像であつて、中世ナイトの実態は別のところ

にあるかも知れない。以下に主としてイングランド中世に例を求めて考察を進めることとしたい。

## 二 中世ナイト像の形成をめぐる問題点

まず第一に、中世ナイトに貴族を含めることに問題がある。確かに一一世紀後半から貴族の子弟が盛んにナイトに叙任される風が流行した。ナイトに叙任されたからにはナイトとなる訳であるが、その場合は、一人前の戦士としての自覚を持たせる成人式という意味が強く、教会がそうした子弟や彼らの武器を祝福する風が強まるにつれて、それらの子弟にキリスト教戦士としての理想を持たしめるため、また貴族たちもそれを祝福するために盛大な儀式をするようになつた。一人前のナイトの装備をさせるには優にナイト領一年分の収入（一二世紀で約一〇ポンドといわれる）が必要であり、<sup>(20)</sup> 長男のナイト叙任には領民から封建的上納金 Aids も徴発されるようになつた。<sup>(21)</sup>

この儀式は貴族によつて益々盛大に豪華におこなわれて、ナイトをキリスト教戦士として理想化してゆくものとなつた。勿論ナイトは、当時の人びとから教会を保護し弱者を保護するキリスト教戦士として期待されており、そうした理想像を追うものでもあつたが、半面、ナイトは、貴族のような独立

孤高を嘯く存在ではなく、誰か王侯貴族に奉仕する者でもあった。<sup>(22)</sup> 奉仕において傑出し、奉仕を通じて出世してゆく者であった。今、中世イングランドに例をとる場合、一世紀末のドゥームズデイ・ブックに記載された国王直属貴族 *tenants-in-chief* 約一八〇名は年取略々一〇〇ポンド以上のものであったが、その点一二世紀におけるナイトの標準的な年収は略々一〇ポンドであったといわれる。そこには無視出来ない大きな格差が認められる。とくにイングランドの場合、貴族は一部の例外を除いてノルマン人であり、アングロ・サクソン人は貴族になれないという大きな障壁もあった。<sup>(24)</sup> こうしたイングランドは特殊例外的なケースであるかも知れないが、われわれは、ナイトのキリスト教戦士としての理想化を追って、ナイトを貴族と同等視することには慎重でなければならぬ。ナイトを貴族と同等視していたフランスにおいても、彼らの間でお互いに誰かから封 *fief* をうけてその人に奉仕するナイトとなり合っていた。彼らは互いの間で貴族になりナイトになり合っていたという実態<sup>(25)</sup>のあったことが注目される。その意味でナイトは独立孤高の貴族ではなく、王侯貴族から封 *fief* をうけている奉仕者であったという R・A・ブラウンの規定は尊重されるべきであろう。

もう一つは、なお一子相続の風が確立していなかったとはいえ、ナイト奉仕をなしうるためのナイト封を維持してゆく

必要から、次第に長子相続の風がアンジュー時代からおこなわれるようになって来た。<sup>(26)</sup> 長子相続制は軍事保有から始まって一三世紀には全体に及んでいったといわれている。その場合、ナイトの長男はナイト領を相続出来るが、次三男はどうなったか。これは貴族の場合についてもいえることであるが、そういう次三男の場合が問題となる。ナイトの子弟は勿論ナイトに叙任されることが出来た。しかし次三男の場合はナイト領を相続することが出来ず、彼らは、王侯貴族らの家中に入ってその家中騎士として活躍しなければならなかった。<sup>(28)</sup> ウィリアム征服王の三男ウィリアム(後の二世ルーフス *Rufus* 王)、四男ヘンリ(後の一世)もナイト叙任後、父征服王の家中騎士の中で若い *knights bachelor* として訓育をうけたのである。<sup>(29)</sup> これは王族の場合であるが、主題のナイトについても一二世紀後半のウィリアム・マーシャル *William Marshal* にその例が見られる。彼は、父ジョン・マーシャルの後妻シビル *Sibyl* の次男で、先妻の子から数えて四男として生れ、人質にも出された不用の子であったが、ノルマンディーの親戚に預けられてそこで育ち、やや遅く二〇歳近くなつて一六四七頃(27)にナイトに叙任されたが、相続子でない故に十分な装備が与えられず、馬の代りにろばを求めて、トーナメントの賞金をあてに流浪し、やつと一六七七年頃に実母の兄ソールズベリ伯パトリック *Patrick* にかかえられるようになったと

いわれる。<sup>(36)</sup>つまりパトリック伯の家の中騎士となった訳であるが、勿論ナイト領にありつけず、いわゆる landless ナイトの憂き目に会う。しかし彼の場合は、それでも家中騎士にかえられただけ幸運であった。landless ナイトの中には家中騎士になることも出来ず、放浪して盗賊、傭兵団に入る者も多かったことはいうまでもない。それはともかく、こうした家中騎士となったナイトが重要である。

というのは、J・O・プレストウィッチ Prestwich <sup>(37)</sup>によれば、征服王の家の中騎士軍——そこにはウィリアム王子、ヘンリ王子も加わっていたが——は、その数不明であるけれども征服王の軍隊の中核となって活躍していたといわれており、またヘンリ一世も五〇〇人の家中騎士を擁し、その家中騎士が一一〇六年のタンシブレー Tinchebrai の戦い、<sup>(38)</sup>一一一九年のブレミュール Bémule の戦いに活躍したといわれ、後のヘンリ三世の家中騎士も約一〇〇人を算え、それが王の軍隊の中核となっていたといわれている。<sup>(39)</sup>そして実は、そうしたナイト、あるいは貴族の次三男、すなわち landless ナイトが、各自の武芸を磨いてトーナメントなどに功名を競い、R・A・ブラウンによれば、ちょうどわれわれが学校を選ぶように、出世出来そうな貴族の家中にかえられるように励んでいたのであった。<sup>(34)</sup>また貴族たちは、トーナメントや実戦の主力となる強い landless ナイトを求めていたのである。

landless ナイトは landless ではあったが、自分の武芸次第では有力な貴族の家中騎士となり、その貴族を通じて王廷に接近して出世することも出来たのである。前述のウィリアム・マーシャルは、パトリック伯を通じてヘンリ二世王妃イリーナーの家の中騎士となり、ヘンリ王子の養育係に出世している。<sup>(35)</sup>landless ナイトは有力貴族や王のパトロネジを求めて武芸に励んでいたのである。われわれは、中世ナイトを考察する際にそうした landless ナイトの存在を考慮しなければならぬ。

### 三 最盛期のナイトをめぐる問題点

D・C・ダグラス Douglas は一二世紀をナイトの最盛期として<sup>(36)</sup>いるが、この最盛期のナイトについても二、三考慮すべき問題点がある。

まず第一に、ナイト軍役奉仕には種々不便な点が意識されていたことがあげられる。アングロ・サクソン時代の軍役 fyrd には平時に四〇日間、戦時に六〇日間の奉仕をするという慣行があり、そうした慣行が征服後の軍役にも維持されていたが、ステイブン Stephen 王時代前後から軍役奉仕期間は四〇日間に短縮された。<sup>(37)</sup>国内における軍役奉仕の場合ともかく、征服後多くなる海外における軍役奉仕の場合に

は四〇日間という期限つきの奉仕はきわめて不便であり、また普段に武芸の訓練をしていないようなナイトは実戦に間に合わず、とくに実戦における弓矢隊の役割とその重要性が高まるにつれて、王たちも、ナイト軍役奉仕を得るよりも、それを金納化した *scutage* 軍役代納金を徴収して、実戦に役立つ、しかも戦争終結後は解雇出来る傭兵をやとすることが多くなつて来た。<sup>(38)</sup>

軍役代納金制は、アングロ・サクソン末のエドワード懺悔王時代に溯り、征服後も、一〇九四年にウィリアム二世が二万人の *fyrð* 軍を集めた時、ヘンステイングズ *Hastings* に集結した戦士から、その扶養分に当る一〇シリングを徴発して戦士たちを帰郷させたことは、征服後も *fyrð* 歩兵軍の海外派遣があつたことを物語る事実であると同時に、軍役代納金にとられる風がこの頃から多くなつて来たことを象徴する事実でもあると解釈出来る。そのウィリアム二世時代以後軍役代納金制がとくに聖界領について組織的におこなわれるようになって来た。C・W・ホリスターによれば、一一〇〇年頃にルイス *Lewis* 修道院に宛てた王の権利証書や、一一〇七年のイーヴンシャム *Evesham* 修道院に宛てた権利証書の中に *scutage* 軍役代納金が言及されており、一一〇五年のイーリー修道院についても同様の軍役代納金制がおこなわれていたこと

が指摘出来るといわれる。<sup>(40)</sup> ウィリアム征服王が聖俗界貴族領に騎士軍役を賦課したのが一〇七二年といわれ、それぞれの貴族領では要求された数の騎士領を領内に創設してゆくこととなった。ところが、騎士への授封 *enfeoffment* が進行しつつあつたその時に、その進行と並行して騎士軍役の金納化も進展しつつあつたのである。<sup>(41)</sup> ホリスターはウィリアム征服王時代にも軍役代納金が徴収されていたと推測するが、<sup>(42)</sup> われは、征服王による騎士役賦課、各貴族領におけるナイトへの授封とともにその軍役の金納化の風があつたこと、すなわち、イングランドではナイト領の創設がその軍役の金納化と並行して進んでいたことに注目しなければならない。若しそれが実態であつたとすれば、一体どれほどのナイト領領有者が実戦に出陣したのかきわめて疑わしくなつて来る。それには、急造のナイト、恐らく征服前の *drēng* *drēng* 騎乗従士程度のものが間に合わせのナイトとして、頭数だけ出陣して来られるよりも、<sup>(43)</sup>むしろ、軍役代納金を徴発して、それを資金として専門の職業的傭兵を現地で徴発する方が実戦に役立つという判断もあつたことと思われる。聖界領に金納化が多かつたことはそれを物語るものである。

またもう一つは、一〇七二年にいわば唐突に征服王から何人かの騎士領を用意するよう要求された貴族たちは、直ちに要求されたナイト領を領内に作ることは到底出来ず、その後

一〇〇年を経てもなお十分に応えきれなかったといわれるが、そのため不足分のナイト数の軍役を金納化せざるをえなかったという事情も考えられる<sup>(44)</sup>。ともかく征服王やウィリアム二世時代という騎士役賦課の直後の時代から金納化が進行していたことは、実際のナイト領所有者の出陣が比較的少なかったことを推測せしめる。そしてそのために征服王やヘンリ一世の家の中騎士軍が実戦の中核となったという諸家の指摘もその意味からも了解出来る。ホリスターは、家中騎士も傭兵の一種であったと考えている<sup>(45)</sup>。その家中騎士軍を中核として傭兵をやとつて戦争が戦われた訳で、とくに大陸での海外遠征の場合には、そうした家中騎士軍と傭兵を主力に軍隊が構成されることが多かった。

また、ナイトの軍役奉仕の金納化の風潮と並行して、ナイトには戦士以外の多面的な活動が期待されていたことも注目されねばならない。F・ギースは、当時のナイト領所有者について、戦士という軍事的側面を持つ外に、ナイト封を領有する小領主としてその所領を経営してゆくための経済活動も要求されているという経済的側面、また、そうしたエリート戦士というプライドを持ち、それを威厳と体面に示すとともに、それに見合った行政的社会的諸義務も期待されていたという社会的側面をも持つものであったことを指摘している<sup>(46)</sup>。プレストウィッチも、ヘンリ二世の家中騎士には、行政的裁

判的な活動が要請されており、州長官、裁判官、外交官としても活動することが期待されていたとしている<sup>(47)</sup>。ナイトのこうした多面的な活動を考え、逆に戦士としての実戦への出陣がきわめて限られていたことを考え合わせると、最盛期といわれるアングロ・ノルマン時代のナイトについて、軍事的活動よりも社会的活動が期待されていたこと、またそうした期待に応える階層として威厳を示しつつ貴族化を志向し、次第に排他的階層ともなりつつあったことも考慮すべきであろう。

#### 四 一三世紀におけるナイト叙任強制

以上において形成期から最盛期にかけての中世ナイトを考察する際に留意されるべき点を指摘したが、つぎに中世ナイトのその後の展開について一つの展望を試みることにしたい。R・A・ブラウンは、ナイト階層の排他的志向が一世紀から見られる故に、ナイト階層の最盛期は一世紀後半であると考えている<sup>(48)</sup>。しかしその時期の問題についてはさておいて、一二世紀前後に上昇したナイト階層は、ブラウンのいう通りすぐに排他的志向を示して衰退の兆しを見せて来る。そしてそうしたナイト層の衰退を促進したのはナイトの装備費の高騰であった。

さきにも触れたように、ナイトの装備をととのえるために



は一二世紀でナイト所領の一年分の収入に当る一〇ポンドが必要であったといわれる。またちょうど一二世紀は物価が高騰し初める時期に当たっていた。A・バラード Ballard によつて牝牛の値段の推移を見ると、一一世紀初め、二シリング、一二世紀、三シリング、一三世紀、六シリング、一四世紀、一〇シリングと高騰している。ナイトに必要な馬は、この牝牛の五倍といわれるが、一二世紀で一ポンドという馬は駄馬であり、ノルマン征服のヘイスティングズ Hastings の戦いにロージャー・オブ・モンゴメリ Roger of Montgomery (後シリユースベリ伯となつた) が求めた良馬は特別上等であつたけれども三〇ポンドであつたといわれる。<sup>(51)</sup> またその頃くさやかたびらは五〜七ポンドであつた。<sup>(52)</sup> その外、剣、楯などの装備をととのえると矢張り一二世紀で一〇ポンドをこえる出費を必要とした。ナイト叙任に貴族が加わつて来るにつれてナイト叙任式も豪華になり、中世ナイトが理想化されるにつれて装備も華美を競うようになつていった。landless ナイトでも旨く貴族の家中騎士にかかえられた場合は、貴族がかかえていた馬を借りることが可能であつたが、そうした機会に恵まれない無名の landless ナイトは、独力でトーナメント賞金を稼ぐか、放浪して傭兵にやとわれる機会を待つ外はなかつた。

こうした装備費の高騰、生計費の増大に悩むナイトは所領の

一部を抵当に入れたり売りに出したりするようにもなつた。さきに指摘したように全盛期の一二世紀にすでにナイト軍役奉仕の金納化が進行しており、ナイト所領の細分化も進んでいたが、そのような細分化した保有地や武具をユダヤ人に抵当に入れて借財するナイトも多かつた。<sup>(53)</sup> 一二一七年のマグナ・カルタ三九条に、何人も (ナイト) 封について負っている (軍役) 奉仕を提供出来なくなる程に多くの所領を譲与したり、売つたりしてはならない。<sup>(54)</sup> という主旨の規定が見られる。これは諸家も指摘するように、ナイトの軍役奉仕に影響を来たす程のナイト領の譲与、販売が進行していた現実があつたことを物語る規定であるといえるであろう。

そうした現実が進むと、ナイトがナイト身分を放棄するようにもなる。一三・四世紀になるとナイト身分の人びとの間にナイト叙任を忌避する風が広がつてゆく。ナイト身分の者は、軍役奉仕、あるいは軍役代納金を拠出する義務を負う外に、それぞれの地方における陪審員や財産の査定、徴税など裁判、行政に関与することが期待されていた。そうした煩瑣な責務を忌避し、折からの領主制危機の進行にも対応するべく専ら所領経営に専念しようとする者も多くなつて来た。一二七〇年フランスのマコネー Maconnais 地方でナイト身分の者がナイトとなることを忌避して、一五人中四人が *damnois-seaux* (= bachelor) のままにとどまつていたといわれる。<sup>(55)</sup> イ

ングランドにおいても一二五八年一二人の陪審員をそろえる大陪審を構成出来ない州が出て来たといわれる。<sup>(56)</sup>一〇七二年ウィリアム征服王が全国の聖俗界貴族に創設を要請したナイト封数は五、〇〇〇といわれる。ところが一三世紀になると、N・デナムIIヤング Deholm=Young の計算ではナイト封は約一、二五〇に減少する。そして実質的に軍役、あるいは軍役代納金を徴発出来るのはわずかに五〇〇であつたとされている。ナイト封を一、二五〇とすると、その子弟を含めたナイト身分の者は三、〇〇〇をこえることはなかつたであろう。そうしたナイト封の減少は、リチャード Richard 一世、John 王時代にナイト奉仕の一部を召集したこと Frac-tional service にも現われている。ホリスターによれば、<sup>(58)</sup>一  
一九一年、一八九四年にリチャード一世は全ナイト封からの軍役代納金を徴発出来ず、征服王時代の騎士役賦課数の三分の一を基準に徴発することとし、さらに一一九八年、ジョン王時代の一二〇五年には一〇分の一を基準に徴発したといわれる。<sup>(59)</sup>こうしたナイト奉仕の部分的召集はナイト封の減少傾向を促進することとなつた。

勿論ナイト封の減少、ナイト忌避は、軍役、軍役代納金の徴発や地方行政事務の停滞を来した。<sup>(60)</sup>その結果ヘンリ三世時代に入るとナイト叙任強制の政策が打出されて来るようになった。一二三四年を嚆矢として、その後も二〇ポンド以上の

収益をあげる財産保有者を対象として一二四〇年、一二四二年とおこなわれた。<sup>(61)</sup>ナイト叙任強制は、ナイト減少による地方行政事務の停滞を恐れておこなわれたものであるが、また、ナイト軍役奉仕は望むべくもないが、ナイト叙任の猶予を与えるための罰金を徴収するということを目当てとしておこなわれたものであつた。デナムIIヤングによると、対象者に対し生涯猶予を認める場合の罰金は二〇ポンドであつたといわれる。<sup>(62)</sup>ヘンリ三世のナイト叙任強制によつてナイトが増加するという成果を上げることが出来なかつたが、二〇ポンド、後には四〇ポンドの収益をあげる財産保有を基準として、ナイト軍役、あるいは軍役代納金、さらにはナイト叙任猶予の罰金などを徴発する方針が打出された訳である。<sup>(63)</sup>

こうして封建的軍事保有の如何にかかわらず富裕な臣民一般に軍役を求めてゆく傾向が顕著となるにつれて富裕な農民や商人の中から、結婚やナイト封の購入によつてナイトに成上ることを志向する者も現われてくることとなつた。<sup>(64)</sup>エドワード一世はまた、そうした新人のナイトへの上昇を奨励した。一三〇六年、王子のナイト叙任の時、王はナイト叙任をすすめるために、ナイトになることを希望する者すべてを、王が儀式費用を負担することでナイトに叙任した。その数は二六七人ともいわれ、雑踏のために二人の死者も出したといふ。<sup>(65)</sup>こうして中世ナイトの中に、本来戦士ならざる階層が加入し

て来ることとなった。ナイトは、本来軍役奉仕をするものであったが、一三・四世紀には弓矢隊などを用いる戦術が益々發展して来てナイトの軍事的必要性が減退して来た。今さらに戦士ならざる階層を加えて専ら身分と威厳を示す階層となり、いわゆる州ナイトとして地方行政裁判において、また庶民院代議士として活躍する存在と化してゆくこととなった。

## 五 イングランドにおける特徴

以上において、イングランドにおける中世ナイトの消長を中心に、一一・二世紀の最盛期から一三・四世紀の衰退期にかけて問題点となるものを指摘してみたが、そこに見られるイギリス・ナイトの特徴と思われる三つの点をあげたい。

その第一は、第三節において言及したところであるが、イングランドにおけるナイトは、征服後の一〇七二年頃にウィリアム征服王が当時のイングランド内外の危機に直面して、征服者としての強大な王権を發動して聖俗界の全貴族領にナイト領創設を課したことによって誕生することとなったことである。すなわち、イングランドにおけるナイトは、貴族領の中で、貴族の下に、貴族からの受封者として作られたものであった。その意味でイングランドのナイトは明らかに貴族の下の階層を形成するものであった。教会のキリスト教戦士

観念や騎士文学によるナイト像の理想化のために、貴族がナイトを称するようになるけれども、イングランドの場合は、貴族は国王直属貴族、ナイトはその貴族の家臣、王から見ても通常は王の陪臣の立場にあるものとして発生した。しかもイングランドのナイトは、征服王の王権發動によって、いわば上からの指令で一斉に作られたものであって、いわば官製のナイト、王のパートナーとして王への奉仕のために作られたものであった。このようにして貴族領内に作られたナイトは、勿論、王への奉仕と直上領主（貴族）への奉仕とを負うものであったが、王への奉仕が貴族への奉仕に優先するものと観念されていた。<sup>68</sup> イングランドにおけるナイト層の形成は、征服王の強大な国王権を背景としたものであったことがイングランドの特徴として注目されねばならない。

つぎに第二の特徴として指摘出来ることは、M・ブロックも指摘しているように、<sup>69</sup> イングランドの場合、ナイト階層がきわめて開放的、流動的であったことである。M・ブロックは、イングランドのナイト階層が流動的、弾力的であった故に、その後も長くナイトの伝統を後世のジェントルマンに伝えることが出来たとしているが、その点はさておいて、イングランドのナイト階層がきわめて開放的であったことが注目される。

それと対照的な場合がフランスである。フランスではナイ

ト(=貴族)の血統と出生が重んぜられた<sup>(71)</sup>。しかしイングラ  
ンドの場合は、一三世紀ヘンリ三世時代以降、財政的な目的  
のために富裕な農民、商人からのナイトへの上昇がすめら  
れたことは別として、一二世紀のナイト層の最盛期において  
も、グランヴィル Glanville の作ともいわれる法書の中で、  
農奴身分からナイトに成上るケースがとり上げられている<sup>(72)</sup>。  
それがどの程度現実にあつたかは不明であるが、当時の法慣  
習を解説した法書の中で一つのサンプルとしてとり上げられ  
ていることは重要である。

そしてより注目したいことは、最盛期における landless  
ナイトの活躍に関連して landless ナイト、さらには land-  
less な貴族の子弟も含めて、よりよい所領、より裕福な所  
領を求めて貴族化するナイトが少なからずいたことである。  
農民身分からのナイト階層への上昇とともに、ナイト階層か  
らの貴族への上昇も、イギリス・ナイトの流動性を示すもの  
として注目しなければならぬ。ノルマンディーのナイト出  
身のウィリアム・マーシャル William Marshal がペンブル  
ック Pembroke 伯になり<sup>(73)</sup>、ノーフォークのナイト出身のヒ  
ューバート・ド・バーグ Hubert de Burgh が最高司法官  
Justiciar 在任中ケント Kent 伯になり<sup>(74)</sup>、ウィルトシアのナイ  
ト出身のジェフリー・フィッツ・ブーター Geoffrey fitz  
Peter が最高司法官になる前にエセックス Essex 伯になつ

た例<sup>(75)</sup>がその最たるものである。何れも王への奉仕を通じて王  
のパトロネジにつらなって出世した者である。

landless ナイトたちはとくに王侯貴族から注目されるよ  
うに自らの武芸を磨きその実力を競っていた。ウィリアム二  
世は、有能な若い家中騎士サイモン・オブ・セナリス Simon  
of Senlis (出身地不明) をハンティンダン Huntingdon 伯ウ  
アルゼオフ Waltheof の娘マティルダ Matilda に結婚させ  
てハンティンダン伯とし<sup>(76)</sup>、また同じ家中騎士ロージャー・フ  
イツン・ジェラルド・オブ・ルーマール Roger fitz Gerold  
of Roumare (ヌフマルシェ 城主) とラルフ・オ  
ブ・ブリックサル Ralf of Bricquessart (バイユ Bayeux  
副伯) の二人を、つづいて、リンカンシアのルーシー Lucy  
家の女子相続人と結婚させている<sup>(77)</sup>。またヘンリー一世も、兄の  
ノルマンディー公ロベール Robert に与したウィリアム二  
世時代の逆臣ロバート・オブ・モーブレイ Robert of Mow-  
bray (ノーサンバーランド Northumberland 伯) の妻マティル  
ダを、ヘンリー一世の家中騎士で landless ナイトであつたナ  
イジェル・オブ・オービニー Nigel of Aubigny に嫁せし  
め、ナイジェルをモーブレイ領主とした<sup>(78)</sup>。landless な王の  
家中騎士が王のパトロネジにつらなって貴族領を得た例で  
ある。landless ナイトはとくに武芸を磨いて傑出し、有力な  
貴族の家中にかかえられ、さらに最高のパトロネジである王

のパトロネジにつらなろうとした。さきにあげたウィリアム・マーシャルはその典型例である。

またウィリアム二世、ヘンリー一世とともに、ノルマンディーを併合する野心に燃えて忠誠な臣下を得ようと努めていた。彼らは臣下の出自を問わなかった。オル德里ック・ヴィターリス Orderic Vitalis は、ヘンリー一世が屑の中から from the dust 忠誠な臣下を発掘して中央政府の要職に登用したために、古い大貴族らに脅威を与えたと評している。ウィリアム二世もヘンリー一世も忠誠な臣下、廷臣を求めていたのである。そしてナイトたちは、landless ナイトも含めて王のパトロネジにつらなることを目指して忠勤に励んだのであった。王のパトロネジがナイトの階層、さらには貴族層の命運を左右していたことが、イングランド中世の諸身分の流動性について指摘出来るようである。

最後に第三に指摘したいことは、ナイト層一般が、軍事の外に地方行政に深く関与することによって、公共精神を強く持ち、責任感が旺盛であったことである。M・チブノールは、ノルマンディーにも所領を持っていた貴族は cross-channel interests が強かったが、ナイトはイングランドに定着しており、軍役が金納化されるときに彼らは戦士よりも州ナイトに転じてゆくこととなったと展望している。その典型例をわれわれは、ヘンリー二世時代に最高司法官として活躍したヨ

ークシアのナイト出身のラナルフ・グランヴィル Ranulf Granville とその父ハーヴェイ Hervey に見ることが出来る。J・C・ラッセル Russel によれば、父ハーヴェイは、ベリ・聖エドマンズ Bury St. Edmunds 修道院の特権に関する事件にかかわって、当修道院の特権法廷、またイースト・アングリア地方の行政に関与し、一一四七年にはイースト・アングリア地方の人びとを率いてリスボン十字軍にも参加した。ラナルフは、そのように地方行政において正しい慣行を守り、正義のためにリスボン十字軍に出た父に傾倒していた。彼は、ヘンリー二世時代の最高司法官としてコモロー裁判の実施に貢献したが、慣行を大切にし正義を愛する彼の見識と才幹がヘンリー二世によって注目され、ヨークシア州長官を経て最高司法官に拔擢されてヘンリー二世時代のイングランド統治に重要な役割を果たしたのであった。当時の州長官の多くはこうしたナイトたちであり、またそうした中から中央王廷に拔擢される者が多かった。ナイト階層一般にイングランドへの愛着と正義感に燃える人びとが多く見られ、彼らが王政実現のための忠実な手先きとなっていたことが第三の特徴として指摘出来るように思われる。

以上、イングランドの中世ナイトについて三つの特徴を指摘したが、その三つの特徴に共通するものは、矢張りイングランドにおける王権の強さであった。ナイト領の創設におけ

るウィリアム征服王による強大な王権の発動、ナイト階層、さらには貴族階層を通じて、王の意向と王のパトロネジが彼らの命運を左右していたこと、また、ナイト階層が中央、地方において王政を実現してゆく忠実な手先きとなつて活躍していたこと、何れも、イングランド中世における王権が、大陸諸国に比類を見ない程の強さを持つていたところに、共通の淵源を持つイギリス的な特徴であつたと見えるようである。

〔註〕

- (1) 井上智勇「Equites Romani 研究序説」『京都大学文学部研究紀要』8、昭38。ローマの騎士層が果していた軍事機能は、ポエニ戦争後、イタリア外属州民の騎兵に転荷されて、ローマ騎士軍は消滅してゆく。そしてローマの騎士は、地中海周辺の商業、営利事業に従事し、時折ローマ元老院に反対し、また大衆にも反対して自らの経済的優位を保持したと考へられてゐる。
- (2) タキトゥス著、田中秀央、泉井久之助共訳『ゲルマーニア』刀江書房、昭7、一八一―九頁。
- (3) M・ブロック著、新村、森岡、大高、神沢共訳『封建社会』みずす書房、昭52、二巻、一一―二頁。
- (4) J・M・ファン・ウィンター著、佐藤、渡部共訳『騎士——その理想と現実——』東京書館、昭57、一九―二五頁。

- (5) 本論では、ナイトと騎士、戦士を略々同義に使用するが、中世初期の実態の雑多な時期について騎士、戦士を、そして彼らが社会的地位をあげて階層的に明確化してゐる一二世紀前後からはナイトを使用するように努めた。
- (6) 平城照介「カール大帝とフランク王国の軍隊」木村尚三郎編『中世と騎士の戦争』世界の戦争5、講談社、昭60、所収。
- (7) C. W. Hollister, *The Military Organization of Norman England*, Oxford, 1965, pp. 167~8, 171~2.
- (8) H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance of Medieval England*, Edinburgh, 1963, pp. 132~3.
- (9) ファン・ウインター、前掲訳書、一三三頁。
- (10) F. Gies, *The Knight in History*, New York, 1984, pp. 27~8. Humbert Le Hongre は Uxelles 城主 Landry Gros から封をうけて Landry に忠誠誓約をしてゐた。しかし両者の間に主従関係はあつたが、上下の従属関係は少なかった。このうち、Humbert は、その封に全面的に依存せず、Uxelles 城主の外にシリョニー修道院長や Bourbon-Lancy から封をうけてゐた。何れも彼は Chapaize の巨主地 allod を持つじつだからである。
- (11) M. Chibnall, *The World of Orderic Vitalis*, Oxford, 1984, p. 117.
- (12) 江川温「ラン司教アダルヌロン『ロムール王に捧げる歌』——ヨーロッパ三職分論研究序説——」史林、64―4。
- (13) H. E. G. Cowdrey, *The Peace and the Truce of God in*

the 11th Century, *Past and Present*, 1970.

- (14) *ibid.*
- (15) D. C. Douglas, *William the Conqueror*, Berkeley, 1964, p. 44. また M・ブロンク『前掲訳書』二巻 一三〇―一三三頁―六頁。
- (16) I. S. Robinson, Gregory VII and the Soldiers of Christ, *History*, 1973.
- (17) R. Allen Brown, The Status of the Norman Knight, in J. Gillingham and J. C. Holt (eds.), *War and Government in the Middle Ages*, Cambridge, 1984, また M.Chibnall, *Anglo-Norman England*, Oxford, 1986, p.110. また サントリーマン 征服王時代に『イリー修道院の権威について』 Geoffrey of Coutances (トータンス司教) Robert of Mortain (征服王の義兄弟) が Kentford (Suf.) で裁判した時、サフォーク、ノーフォーク、ケンブリッジ、ハンティンドン、エセックスの州長官やフランス人、イギリス人のナイトが証言に出廷したと記されている。
- (18) F. Gies, *op. cit.*, p.24. また フォマン・ウィンター『前掲訳書』三八―四四頁。なお ウィリアム公 (征服王) のナイト叙任について D. C. Douglas, *op. cit.*, p.45.
- (19) F. Gies, *op. cit.*, p.20.
- (20) *ibid.*, p.101 R. F. Trehanne, The Knights in the Period of [Reform and Rebellion, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 1946. また M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, p.120. また ナイトの標準的な年間収入を 10 shillings とする。
- (21) S. F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law*, 1895, Cambridge Vol. I. p. 349.
- (22) R. Allen Brown, *op. cit.*
- (23) D. C. Douglas, *op. cit.*, p. 269. M. T. Clanchy, *England and its Rulers*, Oxford, 1983, p. 64.
- (24) R・W・サザン著 大江 佐藤 平田 渡部共訳『歴史叙述のヨーロッパ的伝統』創文社 昭55 一三二―一三三頁。サザンが『トームスクリのウィリアムのイングランドは……外国人の支配地である』という語を引用して『アングロ・サクソン人が昇進の途からはなれたと悟ったとしている』。
- (25) F. Gies, *op. cit.*, p. 27. フランスでは 城主が遠く離れた所領を持つ場合、それを近くの領主に封として与えることがあつたが、単なる友好の絆とするだけで、それ以上の意味を持たぬものとしていた。そしてナイト、戦士層の間で主従の関係を結んだりしたと記される。
- (26) Pollock and Maitland, *op. cit.*, Vol. II. p. 268.
- (27) *ibid.*, Vol. I, p. 308.
- (28) M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, pp. 15~6. 征服王時代 王の信任の厚みはウィリアム fitz Osbern & Clare 領主の息子 Richard fitz Gilbert の家中には有給の家騎士がかかえられていたと記される。*ibid.*, p. 56. また 征服王の家騎士にはサクソン人のナイト

- の調査が、貴族領内のナイトに関する調査であったが、軍役代給金の徴収や回収のこと等のいふものもあつた。cf. C. W. Hollister, *op. cit.*, p. 111.
- (45) 註(一)参照。
- (46) F. Gies, *op. cit.*, pp. 3~4.
- (47) J. O. Prestwich, *op. cit.*
- (48) R. Allen Brown, *op. cit.*
- (49) A. Ballard, *The Domesday Inquest*, 1906, p. 27.
- (50) F. Gies, *op. cit.*, p. 30. and R. Allen Brown, *op. cit.*
- (51) R. Allen Brown, *op. cit.*
- (52) *ibid.*
- (53) F. Gies, *op. cit.*, p. 102. S. Harvey, *The Knight and the Knight's Fee in England, Past and Present*, 1970.
- (54) S. Harvey, *op. cit.* cf. *English Historical Documents*, Vol. III, p. 336.
- (55) F. Gies, *op. cit.*, p. 103.
- (56) *ibid.*, p. 102.
- (57) N. Denholm-Young, *Feudal Society in the 13th Century: The Knights, History*, 1944. S. M. Powicke, *The Thirteenth Century*, Oxford, 1953, p. 541.
- (58) C. W. Hollister, *op. cit.*, pp. 100~1, 105~7.
- (59) I. J. Sanders, *Feudal Military Service in England*, Oxford, 1956, pp. 50, 56~7.
- (60) M. Powicke, *Military Obligation in Medieval England*,
- cf. C. W. Hollister, *op. cit.*, p. 255.
- (61) G. Duby, *William Marshal* (translated by Richard Howard), New York, 1985, pp. 60~78.
- (62) J. O. Prestwich, *The Military Household of the Norman Kings, English Historical Review*, 1987. 462. M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, p. 10.
- (63) J. A. Green, *The Government of England under Henry I*, Cambridge, 1986, p. 24.
- (64) M. Powicke, *Military Obligation in Medieval England*, Oxford, 1962, pp. 64~5.
- (65) R. Allen Brown, *op. cit.*
- (66) G. Duby, *op. cit.*, pp. 78~80.
- (67) D. C. Douglas, *op. cit.*, p. 275.
- (68) C. W. Hollister, *op. cit.*, pp. 94~5.
- (69) *ibid.*, p. 104.
- (70) *ibid.*, pp. 232~3.
- (71) *ibid.*, pp. 196~9.
- (72) *ibid.*, p. 198.
- (73) *ibid.*, p. 199.
- (74) カンタブリ大司教ランフランシス Lanfranc (1101~1109) は、大司教区のエンゲルズ drings 騎乗騎士をナートにたどらわれる。ヴァングラードン著、富沢、鈴木共訳『イギリス荘園の成立』創文社、昭47、三五〇頁、註(8)参照。
- (75) フロント世時代の1166年のクロニ表 Cartae Baronum



- Oxford, 1962, p. 70.
- (61) *ibid.*, p. 73. N. Denholm Young, *op. cit.*
- (62) N. Denholm-Young, *op. cit.*
- (63) M. Powicke, *op. cit.*, p. 79.
- (64) *ibid.*, p. 81.
- (65) F. Gies, *op. cit.*, pp. 103~4.
- (66) ウィリアム征服王の騎士役賦課は一〇七二年頃に略々一斉に課されたものであるが、しかしそれに見合う各貴族領内での騎士領の創設は、その後一〇〇年以上もかけて漸次創設されたものである。拙著『封建制と王政——イギリス封建制の特徴——』ミネルヴァ書房、昭43、第六章、第一節「ウィリアム征服王の騎士役賦課」参照。
- (67) F. Gies, *op. cit.*, pp. 99~100.
- (68) フランスでは、王侯貴族の召集軍を *service d' host*、直上領主の地方的な召集軍を *service de chevauchee* とよび、*フランス* (C. W. Hollister, *op. cit.*, pp. 76~7)、『イングランド』では、ナイトの直上領主への忠誠よりもナイトの国王への忠誠の方が先行した (*ibid.*, p. 70.)。
- (69) M. ブロック、前掲訳書、第二巻、五一―二頁。
- (70) 同上。
- (71) 同書、四六一―七頁。
- (72) M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, p. 190. 松村勝二郎「ラナルフ・グランヴィル」『イングランド王国の法と慣習』(「海技大学校研究報告」31号)。
- (73) ウィリアム・マーンシャルは一一八九年に Isabel of Striguil と結婚したが、彼女の父は“Strongbow” とよばれた Richard fitz Gilbert de Clare の Pembroke 伯、母はノルマンディ Leinster 王 Dermont の娘であった。G. Duby, *William Marshal*, pp. 121~8. また M. T. Flanagan, Strongbow, Henry II and Anglo-Norman Intervention in Ireland, in J. Gillingham and J. C. Holt (eds.). *op. cit.*
- (74) ヒューバート・ド・バーグは、一二一五年最高司法官となり、ヘンリー三世時代に入っても在職したが、一二三三年失脚した。その間の一二二七年に彼はグント伯となった。
- (75) シェフリー・フィッツ・ボーターの父は Peter the Forester of Ludgershall (Wilt.) とする中流のナイトであった (R. V. Turner, *The English Judiciary in the Age of Glanvill and Bracton*, Cambridge, 1985, p. 93.)。グランヴィルを通じて出世した William de Say の二人の娘のノーフォーク領の後見権を与えられたが、一一八五年その中の一人 Beatrice と結婚した。とよみがこの Beatrice は、エセックス伯 Geoffrey de Mandeville I の妹で、Geoffrey de Say I に嫁して同名の Beatrice の孫娘に当り、一一八九年エセックス伯領相続権が、祖母 Beatrice を通じて、その孫娘すなわちシェフリー・フィッツ・ボーターの妻 Beatrice に生かされたことになった。この相続については Beatrice の叔父 Geoffrey de Say II と争ったことになったが、シェフリー

ー・フィッツ・ピーターは「政府に三〇〇〇マルクの現金を上納して、妻 Beatrice の相続権を獲得」(一九九年正月にロンドンに於て) (cf. R. V. Turner, *op. cit.*, p. 112.)。

(76) M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, p. 58.

(77) *ibid.*

(78) *ibid.*, p. 75.

(79) C. W. Hollister, *Monarchy, Magnates and Institutions in the Anglo-Norman World*, London, 1986, pp. 174~6, 188.

(80) J. A. Green, *op. cit.*, p. 139.

(81) M. Chibnall, *Anglo-Norman England*, p. 220.

(82) J. C. Russell, *Twelfth Century Studies*, New York, 1978, pp. 129~32. 拙稿「アンシエール統治体制の一面」イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』山川出版社、昭60、所収。

### 〔書評〕

#### 「想像の共同体 ナシヨナリズムの起源と流行」

ベネディクト・アンダーソン 白石隆・白石さや訳  
リブローポト 一九八七 二千円

二十世紀は、ナシヨナリズムの世紀と言っても過言ではない。帝国主義国による植民地支配の下で呻吟してきた、アジア・アフリカ諸国は次々と独立を達成し、国際主義をその本質とした社会主義思想も、体制化の過程で、ナシヨナリスティックなものへと変質していった。

本書は、こうした現象の背後にあるナシヨナリズムの起源と発展の歴史を説明しようとする試みである。十六・十七世紀における「出版資本主義」の発達を挙げている。この「出版資本主義」は、「利潤追求のために」「言語だけを知る大量の読者公衆を創出しなければならぬ」。そして、多様な俗語を、その親縁関係に基づいて少数の俗語に組み立てることで「口語を潜在的俗語市場として開発」することになったのである。こうして成立した「出版語」は、人々が同一の共同体に属しているとの意識を醸成し、彼らを、宗教の共同体や王国とつながった古いシステムから解放していく。つまり、国民とは「出版語」を媒介することにより「イメージとして心に描かれた想像の政治共同体」に他ならない。以後、王朝国家の支配者や新たな権力者でさえ、動揺する自己の権力を維持し、また、社会矛盾を隠蔽するために、この「想像の政治共同体」を利用することになり、さらにはそうしたナシヨナリズムの意識が、ヨーロッパ支配下の植民地へと拡散していくのである。

以上のようなベネディクト・アンダーソンのナシヨナリズム論は、民族を具体的に把握しようとする方法論が、いかに不毛なものであるかを明らかにしている点で、極めて貴重なものである。また、ナシヨナリズムの幻想が、国民国家内部の様々な問題(マイノリティ集団に対する政治的抑圧など)の原因であることも示唆している。我々は、本書から、ナシヨナリズムが近現代史において果たしてきた役割の功罪を認識し、その幻想から脱却することの重要性を痛感させられるのである。

最後に、本書が極めて示唆に富むものであることを認めた上で、問題点を指摘したい。著者は、宗教の共同体からの解放とナシヨナリズムの成立をパラレルな現象として把握しているが、全ての地域がそうであったわけではない。たとえば、中東では、帝国主義的な侵略の衝撃から、イスラム文化圏の統合を説く、パン・イスラム主義運動へとながっていくのである。こうした事実は、本書の理論的枠組を逸脱するものだが、宗教とナシヨナリズムとの相互関係のダイナミズムをその視野に収めた時、アンダーソンのナシヨナリズム論は、さらに豊かなものとなるだろう。

(繁田 元)